

## シップリサイクル条約

# パナマ批准 5カ国目

IMO(国際海事機関)は19日、同日付でパナマがシップリサイクル条約(香港条約)を批准したと発表した。批准済みのノルウェー、コンゴ、フランス、ベルギーと合わせ

て批准国は5カ国となる。

同条約の発効には、15カ国以上が批准した上で、批准国の船腹量の世界シェアが40%以上となり(船主国条項)、かつ締

主国条項の達成に向けては、EU加盟国のほかに、1国で10%台の船腹シェアを持つ主要な便宜置籍国の批准が不可欠。そうした中で、最大の約18%のシェアを持つ便宜置籍国のパナマが批准したことは、船主国条項の達成に大きく弾みを付けることになる。

また、パナマにも多くの船籍登録をする日本船主の間では、近年、急速に解撤環境の改善が進むインドを将来的な解撤の受け皿とすることへの期待が高まっている。

約国の解撤船腹量の実績が一定値を超える(解撤国条項)という3つの条件がそろったことが必要。要件到達の2年後に発効を迎える。

このうち国数については、EU(欧州連合)が加盟28カ国で香港条約を批准する方針を固めていることから、着実な達成が見込まれる。加えて船

(日本海事新聞 2016年 9月より)